

山梨県公報

第二千六百七十一号

平成二十九年

二月九日

木曜日

目次

告示

○県営土地改良事業計画の決定(二件)……………三三三

○道路の供用開始……………三三三

公告

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………三三三

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………三五

その他

○専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程……………三五

○土地収用法施行令に基づく公示送達(二件)……………三六

告示

山梨県告示第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(大藤地区経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ。平成二十九年二月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年二月九日から同年三月九日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年三月十日から同月二十四日まで

山梨県告示第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営

土地改良事業(ゆずの郷地区経営体育成基盤整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ。平成二十九年二月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年二月九日から同年三月九日まで
- 三 縦覧場所 富士川町役場
- 四 審査請求期間 平成二十九年三月十日から同月二十四日まで

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年三月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	百四十号	山梨市三富川浦字廣瀬一八二六番一、二地先から山梨市三富川浦字峠沢一八二三番四一地先まで	一六四・九	平成二十九年二月九日

公告

●建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第九十号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。平成二十九年二月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 田中熱工

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市上今井町二千百十七番地十
- 3 代表者の氏名 田中正樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第九六七六号
- 四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十九年二月九日

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 いろは建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草三千四十三番地十一
 - 3 代表者の氏名 大森康陽
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二七)第九九〇八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十九年二月九日

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月二十三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 石井建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市桐原六十三番地
 - 3 代表者の氏名 石井敬二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二五)第三二七六号

- 四 処分の内容 鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十九年二月九日

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月二十三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社坂本工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町村山北割三千百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 坂本雄一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第五四六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十九年二月九日

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月二十三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 秋山建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山二千三百九十九番地
 - 3 代表者の氏名 奈良田伸一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二八)第九五六七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十九年二月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 安藤板金工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市西南湖四千三百九十九番地
 - 3 代表者の氏名 安藤和彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二八）第五六六二号
- 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十九年二月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 有限会社柵設備
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町南八百四十四番地
 - 3 代表者の氏名 柵高史
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第七六〇七号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十九年二月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十九年一月三十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 加々美鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見二丁目三十五番一号
 - 3 代表者の氏名 加々美宗吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二八）第八二八六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十九年一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月九日

山梨県人事委員会

委員長 小 侯 二 也

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四警察官採用試験Aの項及び警察官採用試験Bの項中「満三十歳」を「満三十歳」に改める。

別表第七中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年二月九日

山梨県農政部長 大 熊 規 義
 山梨県立農業大学校管理者

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程
 専門学校山梨県立農業大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「授業料及び入学検定料」を「授業料、入学料及び入学検定料」に改める。
 第七章を次のように改める。

第七章 授業料、入学料及び入学検定料
 （授業料等）

第二十条 授業料、入学料及び入学検定料の額並びに徴収方法については、専門学校山梨県立農業大学校授業料、入学料及び入学検定料条例（平成十九年山梨県条例第五十二号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

● 土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十九年三月一日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成二十九年二月九日

山梨県収用委員会

会 長 深 澤 一 郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 送達書の名称 平成二十九年二月二日付け更正決定書の正本
- 三 送達を受けるべき者 別表のとおり
- 四 公示送達に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原六十八番三
- 五 公示送達に係る掲示の事実
 - 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 - 2 掲示を始めた日 平成二十九年二月九日

別表

番号	氏 名	住 所
一	窪田富泰	不明
二	高木富糖子	不明
三	野沢穰又はその相続人	不明
四	野沢くの	不明
五	野沢戸左工門	不明
六	樋口金平	不明
七	不明（前嶋廣作の長女）	不明
八	須田絹子又はその相続人	不明

● 土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十九年三月一日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成二十九年二月九日

山梨県収用委員会

会 長 深 澤 一 郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 送達書の名称 平成二十九年二月二日付け更正決定書の正本
- 三 送達を受けるべき者 別表のとおり

四 公示送達に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原八十一番三
 五 公示送達に係る掲示の事実

- 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
- 2 掲示を始めた日 平成二十九年二月九日

別表

番号	氏名	住所
一	牧野是	不明
二	不明(窪田伊兵衛の四男)	不明
三	野沢健助	不明
四	不明(亡)山本徹の相続財産(ただし、相続財産管理人不明)	不明
五	窪田利一	不明
六	不明(亡)野沢勝利の相続財産(ただし、相続財産管理人不明)	不明
七	楠まことの	不明
八	若宮て津	不明
九	若宮登久治	不明
十	若宮政利	不明
十一	不明(吉住吉太郎の長男)	不明
十二	磯村ロバート	不明
十三	不明(末高岩次郎の長女)	不明
十四	不明(末高岩次郎の次男)	不明
十五	不明(末高岩次郎の参女)	不明
十六	荻田政之助	不明

十七	不明(荻田岩の長男)	不明
十八	荻田朝雄又はその相続人	不明

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番